

組織拡大にご協力を！
 年間拡大目標に向け、組合員ご家族
 皆様のご協力をお願いします。
●年間拡大目標 400名●
 一人でも多くの仲間の加入にご協力下さい

建設長崎

April
 No.730
 2026年4月15日
 1部20円 組合員の購読料は組合費に含まれます
 印刷●株昭和堂 TEL095-821-1234

発行●長崎県建設産業労働組合 〒852-8021 長崎市城山町17番58号 TEL095-862-7121 FAX095-862-5281 <http://www.kensetunagasaki.org/> 発行責任者●若杉孝雄 編集人●古井宏樹



三月十九日、長崎新聞文化ホール・アストピアにおいて「組織拡大・仕事確保・賃金工事単価引き上げ 建設長崎3・19総決起集会」を開催。県下各地より総勢一五五名が参加。講師に全建設連の長谷部康幸賃金対策部長をお招きし、昨年十二月に全面施行された第三次・担い手3法を契機に、賃金・単価の確保、引き上げを図るための取り組みについて講演をいただきました。

須藤副委員長の開会あいさつに続き、主催者を代表して佐藤委員長は、「建設産業は地域の安全と生活の社会基盤を支える重要な産業です。しかし、仲間の賃金水準や労働環境は依然として十分とは言えず、改善が求められています。こうした状況を打開するため、全国の仲間の運動により『持続可能な建設業の実現に向けた国会請願』が採択され、第三次担い手3法が成立。国は適正な労務費確保と技能者の処遇改善を制度として明確にしました。

この法律の実効性を高めることで適正な賃金確保と賃金支払がおこなわれ、担い手の育成につながることを期待されます。また、近年は災害対応やインフラ維持の重要性が増す一方、技能者不足が地域の建設力低下につながる懸念があります。皆さん一人ひとりの力が、長崎の建設産業をより強く魅力あるものへと変えていく原動力です。

日々現場で奮闘するすべての技能者の皆様に敬意を表し、賃金・工事単価の引き上げと労働環境改善に向け共に前進していきます」と、あいさつ。

続いて、全建設連の長谷部賃金対策部長が「賃上げチャレンジミッション」に取り組もう」と題して講演を行い、昨年施行された第三次担い手3法により導入された新たなルールや、標準労務費を根拠とした法定福利費が内訳として明

「技能労働者の賃金引き上げと担い手確保へ、県内各地から仲間が結集」

第三次・担い手3法を追い風に 処遇改善に向け一致団結

た。この法律の実効性を高めることで適正な賃金確保と賃金支払がおこなわれ、担い手の育成につながることを期待されます。また、近年は災害対応やインフラ維持の重要性が増す一方、技能者不足が地域の建設力低下につながる懸念があります。皆さん一人ひとりの力が、長崎の建設産業をより強く魅力あるものへと変えていく原動力です。

講演の最後には、東京都連・東京土建が交渉や見積書提示を通じて必要経費の確保に成功した実例を紹介する動画が上映されました。その後、今後の取り組みとして、

標準見積書の活用について、技能労働者に適正な賃金を確保し、確実に支払うためには、標準労務費を活用し、材料費や法定福利費を含む必要経費を明確に区分した見積書に基づいて契約を行うことが不可欠です。また、社会保険への適切な加入を進めていくためには、法定福利費を確保することが重要であり、そのためには、CUSへの

登録と能力評価の取得が不可欠です。こうした制度を活用し、技能労働者の処遇改善を進めていくためには、今後も引き続き、技能者登録および能力評価申請に積極的に取り組んでいきます。と、西平副委員長より提起されました。

続いて、方山青年部長が「第三次担い手3法の施行を契機に、仕事確保や適正な単価と賃金の確保を訴え、建設業で働く仲間の生活と暮らしを守るため、一人でも多くの仲間に行動への参加を呼びかけ年間拡大四〇〇名を目指そう」と集会決議を力強く読み上げ、参加者全員の拍手で採択されました。

最後に中尾副委員長が開会あいさつをおこない、佐藤委員長が賃金・工事単価引き上げの実現と、仲間の仕事と暮らしを守るために一致団結して頑張ろうと、力強くがんばろうを三唱し集会を閉会しました。

2026年 賃金改定内容

- 基本賃金について 22,000円
 - 実施時期について 令和8年4月1日より
- 令和8年長崎県各種別公共工事設計労務単価 (一部抜粋)
(単位:円)

職種	令和8年3月~	令和7年3月~
大工	29,500	28,300
型枠大工	28,000	26,800
左官	29,300	28,100
配管工	26,100	24,100
防水工	29,600	28,200
内装工	32,500	31,100
鷹取工	28,100	26,500
電光	27,300	24,800
鉄筋工	29,500	26,900
塗装工	29,900	28,700

2025年12月12日、第三次・担い手3法が全面施行 労務費に関する基準がスタート

国土交通省が技能者の賃上げのために、「労務費に関する基準制度(労務費基準)」を導入。これは、請負契約の中で労務費(賃金の原資)を確保できるようにするための新たなルールです。受注者(下請側)は、労務費基準を踏まえ、個々の請負契約ごとに適正な労務費を内訳明示した見積書作成が必要となり、注文者(元請側)は、その内容を考慮・尊重することが必要となります。発注者・受注者双方に、労務費等に係る著しく低い見積り・値切り、総価原価割れ契約が禁止されました。

- 建設工事の請負契約に係る新たなルールの導入
- 労働者の知識、技能その他の能力の評価に基づく賃金支払等の処遇確保を建設業者に努力義務化(建設業法25条の27)。
 - 中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成(同法34条)し、請負契約における適正な労務費の水準を明確化。また、労務費等を内訳明示した「材料費等記載見積書」の作成を努力義務化(同法20条)。
 - 併せて、基準を著しく下回る見積り・契約締結を禁止(同法20条、19条の3)し、違反した業者は指導・監督(同法28条)、発注者は勧告・公表(同法20条)の対象。
 - これらにより、適正な労務費が、公共工事・民間工事にかかわらず、受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階において確保され、技能者の賃金として支払われることを図る。

「労務費に関する基準」の位置づけ

- 公共工事・民間工事を問わず、契約当事者間での価格交渉時に参照できる、「**建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費(=適正な労務費)**」の相場観として作成。
- 個別の契約において確保されるべき労務費は個々の現場ごとに異なるため、**受注者は見積り時(公共工事であれば入札時)に、本基準の考え方に沿って適正に労務費等を見積り、価格交渉・決定することが必要。**
- 本基準の考え方に比して、著しく低い労務費等による受注者からの見積り、注文者からの見積り変更依頼、総価での原価割れ契約について、行政が指導・監督を行う際の参考指標としても活用。

労務費に関する基準を踏まえた「基準値」とは

- 価格交渉における、本基準に沿った適正な労務費の確保をより円滑に進めるため、国土交通省において、職種分野別に、本基準を踏まえた適正な労務費の具体値を、トンあたり、平米あたり等の「単位施工量当たり労務費」の形で「基準値」として公表。
- 基準値は、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合の値とし、個別の請負契約においては、受注者が現場ごとに本基準値を踏まえて労務費等を適正に見積もること、また、注文者がそれを尊重することが必要です。
- 基準値の定めのない職種分野においても、本基準の基本的考え方に沿った「適正な労務費」を確保する必要性に変わりはありません。つまり、「公共工事設計労務単価」水準の賃金・労務単価の確保が必要となります。

都道府県の各工種別の基準値については、国土交通省「[労務費の基準に関するポータルサイト](#)」はコチラ

「建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費(=適正な労務費)」の考え方

- 技能者の賃金水準について、まずは早急に**公共工事設計労務単価水準並**とし、**他産業並以上への処遇改善を実現**することを目指す。
- この水準の賃金支払いに必要な原資を、公共工事・民間工事を通じて確保するため、「**適正な労務費**」を**公共工事設計労務単価を計算の基礎とした水準とする**。(高い技能を持つ技能者が施工する必要がある場合等においては、受注者側が労務単価を割り増して見積り、価格交渉により必要な労務費を確保。)

通常必要と認められる労務費=適正な労務費

＝設計労務単価×労働時間
 ＝設計労務単価×歩掛×数量

○労務単価については、**設計労務単価を下回る水準を設定しない**こと、**歩掛**については、当該工事の施工条件・作業内容等に照らして、**受注者として責任を持って施工できる水準を計算して設定**することが必要。

○個々の請負契約における**適正な労務費確保の円滑化のため**、別途、国土交通省が、職種分野別に、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合の、本基準を踏まえた**適正な労務費の具体値を**、「**労務単価×歩掛**」の「**単位施工量当たり労務費**」の形で「**基準値**」として公表。

動画公開中の建設長崎のホームページにて、講演内容の動画を公開しています。ぜひご覧ください。

令和8年度 技能講習・安全衛生教育実施計画表

※日程については、各団体へお問い合わせ下さい。

長崎県労働災害防止団体等連絡協議会

所在地 月別	（一社）長崎県労働基準協会		（一社）日本クレーン協会 長崎支部 TEL 095-822-8929 FAX 095-827-8124 ホームページ 日本クレーン協会長崎支部 検索	建設業労働災害防止協会 長崎県支部 TEL 095-820-7755 FAX 095-820-7744 ホームページ 建災防長崎県支部 検索
	本部実施 TEL 095-849-2450 FAX 095-849-2458 ホームページ 長崎県労働基準協会 検索	各支部実施 長崎支部 095-842-5380 佐世保支部 0956-42-0020 諫早大村支部 0957-46-5263 北松支部 0956-66-9500 島原支部 0957-65-0606 対馬支部 0920-52-1417 五島支部 0959-74-6277 壱岐支部 0920-47-4123 〔 〕は実施支部	〒850-0057 長崎市大黒町9-22 大久保ビル新館2階	〒850-0874 長崎市魚の町3-33-4F ★印：集合型オンライン講習 ☆印：一部集合型オンライン講習
4月	足場の組立て等作業主任者技能講習（佐世保23～24）	フォークリフト技能講習〔佐世保〕 職長教育・安全衛生責任者教育〔長崎〕〔北松〕〔対馬〕 グラインダ（自由研削といし）取替等業務特別教育〔長崎〕 アーク溶接特別教育〔長崎〕 フルハーネス型墜落制止用器具特別教育〔諫早大村〕〔北松〕〔対馬〕 酸素欠乏危険作業特別教育〔対馬〕 刈払機取扱作業安全衛生教育〔諫早大村〕 新入者等安全衛生教育〔長崎〕	移動式クレーン運転士安全衛生教育（長崎19） 玉掛け技能講習（長崎23・24・26）	高所作業車運転技能講習（諫早7～9） 車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）運転技能講習（諫早14～17） 職長・安全衛生責任者教育（諫早21～22） 小型車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）運転特別教育（諫早23～24）
5月	安全管理者選任時研修（長崎12～13） 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（長崎27～28） 足場の組立て等作業主任者技能講習（下五島28～29）	玉掛け技能講習〔長崎〕〔佐世保〕〔諫早大村〕〔北松〕〔五島〕 ガス溶接技能講習〔佐世保〕〔佐世保〕 フォークリフト技能講習〔佐世保〕 職長教育・安全衛生責任者教育〔長崎〕〔佐世保〕〔諫早大村〕〔北松〕〔五島〕 低圧電気取扱業務特別教育〔北松〕 フルハーネス型墜落制止用器具特別教育〔長崎〕〔壱岐〕 粉じん作業特別教育〔壱岐〕 保護具着用管理責任者教育〔長崎〕 KYT（危険予知訓練）研修会1日コース〔諫早大村〕 刈払機取扱作業安全衛生教育〔長崎〕〔北松〕〔五島〕〔壱岐〕	小型移動式クレーン運転技能講習（佐世保7～9）（長崎28・29・31） フォークリフト運転技能講習（諫早12～15） 床上操作式クレーン運転技能講習（長崎14・15・17） 玉掛け技能講習（佐世保21・22・24） クレーンの運転業務特別教育（佐世保22・24）	石綿作業主任者技能講習（諫早12～13） 足場の組立て等作業主任者技能講習（諫早19～20） 車両系建設機械（解体用）運転技能講習（諫早26～27） ★熱中症予防指導員研修（諫早他29）
6月	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習（長崎9～11） 石綿作業主任者技能講習（長崎24～25） 有機溶剤作業主任者技能講習（対馬29～30）	玉掛け技能講習〔佐世保〕〔諫早大村〕〔北松〕〔五島〕 ガス溶接技能講習〔長崎〕〔五島〕 フォークリフト技能講習〔佐世保〕〔対馬〕 職長教育・安全衛生責任者教育〔長崎〕〔諫早大村〕〔島原〕 安全衛生推進者養成講習〔佐世保〕 化学物質管理者（取扱い事業場向け）講習〔諫早大村〕 高所作業車運転特別教育〔壱岐〕 巻上げ機（ウインチ）運転特別教育〔長崎〕 テールゲートリフター操作特別教育〔佐世保〕〔諫早大村〕 足場の組立て等作業特別教育〔長崎〕〔佐世保〕 クレーンの運転業務特別教育〔五島〕 フルハーネス型墜落制止用器具特別教育〔佐世保〕 粉じん作業特別教育〔長崎〕〔北松〕 保護具着用管理責任者教育〔佐世保〕 職長・安全衛生責任者能力向上教育〔長崎〕 刈払機取扱作業安全衛生教育〔北松〕〔対馬〕	小型移動式クレーン運転技能講習（対馬4～6） 床上操作式クレーン運転技能講習（佐世保11～13） 玉掛け技能講習（長崎25・26・28）	不整地運搬車運転技能講習（諫早2～4） 石綿含有建材調査者講習（諫早9～10） ★足場の組立等特別教育（諫早他12） 高所作業車運転技能講習（諫早16～18） ★熱中症予防指導員研修（諫早他19） 小型車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）運転特別教育（諫早23～24） 職長・安全衛生責任者能力向上教育（諫早30）
7月	石綿作業主任者技能講習（対馬1～2） 足場の組立て等作業主任者技能講習（壱岐2～3） 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習（長崎7） 第一種衛生管理者受験準備講習会（長崎15～17） 有機溶剤作業主任者技能講習（佐世保22～23） 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習（下五島28） 石綿作業主任者技能講習（下五島29～30）	玉掛け技能講習〔長崎〕〔佐世保〕〔北松〕〔五島〕 フォークリフト技能講習〔佐世保〕 職長教育・安全衛生責任者教育〔長崎〕〔佐世保〕〔諫早大村〕〔五島〕 安全衛生推進者養成講習〔長崎〕〔島原〕 グラインダ（自由研削といし）取替等業務特別教育〔長崎〕〔諫早大村〕〔北松〕 低圧電気取扱業務特別教育〔諫早大村〕〔対馬〕 小型車両系建設機械（整地等）運転特別教育〔対馬〕 巻上げ機（ウインチ）運転特別教育〔壱岐〕 テールゲートリフター操作特別教育〔五島〕 クレーンの運転業務特別教育〔長崎〕〔佐世保〕〔対馬〕 酸素欠乏危険作業特別教育〔五島〕 KYT（危険予知訓練）研修会1日コース〔島原〕 保護具着用管理責任者教育〔諫早大村〕 職長・安全衛生責任者能力向上教育〔諫早大村〕	小型移動式クレーン運転技能講習（佐世保2～4）（長崎30・31・8/2） 床上操作式クレーン運転技能講習（長崎9・10・12） フォークリフト運転技能講習（諫早14～17） 天井クレーン定期自主検査者安全教育（長崎15） 玉掛け技能講習（佐世保23・24・26） クレーンの運転業務特別教育（佐世保24・26）	★施工管理者等の足場点検実務者研修（諫早他2） ★化学物質管理者講習（諫早他3） 斜面の点検者に対する安全教育（諫早7） 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習（諫早14～15） 熱中症予防指導員研修（諫早16） ★職長・安全衛生責任者教育（諫早他22～23） 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習（諫早29～31）
8月	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（佐世保4～5） 石綿作業主任者技能講習（佐世保19～20） 〔長崎地区出張特別免許試験受験申請書受付期間〕 8月24日(月)～9月7日(月) 必着 ・第一種衛生管理者 ・第二種衛生管理者 ・潜水士	玉掛け技能講習〔北松〕〔五島〕 職長教育・安全衛生責任者教育〔長崎〕〔北松〕〔五島〕 安全衛生推進者養成講習〔諫早大村〕 化学物質管理者（取扱い事業場向け）講習〔五島〕 グラインダ（自由研削といし）取替等業務特別教育〔佐世保〕 アーク溶接特別教育〔長崎〕〔対馬〕 巻上げ機（ウインチ）運転特別教育〔諫早大村〕 粉じん作業特別教育〔佐世保〕 KYT（危険予知訓練）研修会1日コース〔諫早大村〕 刈払機取扱作業安全衛生教育〔北松〕	移動式クレーン定期自主検査者安全教育（長崎8） 床上操作式クレーン運転技能講習（佐世保20～22） 玉掛け技能講習（長崎27・28・30） クレーンの運転業務特別教育（長崎28・30）	★石綿含有建材調査者講習（諫早他4～5） フルハーネス型安全帯使用作業特別教育（諫早7） ★現場管理者統括管理講習（諫早他18） ★足場の組立て等作業主任者技能講習（諫早他25～26） 総合工事業者のためのリスクアセスメント研修（長崎28）
9月	乾燥設備作業主任者技能講習（長崎1～2） 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習（佐世保9～11） 有機溶剤作業主任者技能講習（長崎29～30）	玉掛け技能講習〔佐世保〕〔諫早大村〕〔壱岐〕 ガス溶接技能講習〔長崎〕〔北松〕 フォークリフト技能講習〔佐世保〕 化学物質管理者（取扱い事業場向け）講習〔佐世保〕 アーク溶接特別教育〔諫早大村〕 低圧電気取扱業務特別教育〔長崎〕 高所作業車運転特別教育〔対馬〕 巻上げ機（ウインチ）運転特別教育〔対馬〕 フルハーネス型墜落制止用器具特別教育〔長崎〕〔諫早大村〕 KYT（危険予知訓練）研修会1日コース〔佐世保〕 保護具着用管理責任者教育〔五島〕 職長・安全衛生責任者能力向上教育〔佐世保〕〔五島〕 刈払機取扱作業安全衛生教育〔長崎〕	小型移動式クレーン運転技能講習（佐世保3～5）（諫早24～26） 床上操作式クレーン運転技能講習（長崎10・11・13） 玉掛け技能講習（佐世保17・18・20） フォークリフト運転技能講習（長崎29～10/2）	★石綿作業主任者技能講習（諫早他1～2） フルハーネス型安全帯使用作業特別教育（五島4） 化学物質管理者講習（諫早8） 石綿含有建材調査者講習 再試験（長崎10） 高所作業車運転技能講習（諫早15～17） 足場作業主任者能力向上教育（諫早18） ★職長・安全衛生責任者能力向上教育（諫早他25） ローラーの運転の業務に係る特別教育（諫早29～30）
10月	安全管理者選任時研修（島原） 工作物石綿事前調査者講習（佐世保14～15） ゼロ災運動 KYT トレーナー研修会 2日間コース（長崎21～22） 一般建築物石綿含有建材調査者講習（長崎26～27） 〔長崎地区出張特別免許試験 10月24日(土)〕 長崎県労働福祉会館 ・第一種衛生管理者・第二種衛生管理者・潜水士 ・一級ボイラー技士・移動式クレーン運転士 ほか	玉掛け技能講習〔長崎〕〔佐世保〕〔諫早大村〕〔対馬〕 ガス溶接技能講習〔諫早大村〕 フォークリフト技能講習〔佐世保〕 職長教育・安全衛生責任者教育〔長崎〕〔諫早大村〕〔島原〕 安全衛生推進者養成講習〔佐世保〕 グラインダ（自由研削といし）取替等業務特別教育〔長崎〕〔島原〕 アーク溶接特別教育〔佐世保〕 小型車両系建設機械（整地等）運転特別教育〔佐世保〕 フルハーネス型墜落制止用器具特別教育〔佐世保〕 クレーンの運転業務特別教育〔諫早大村〕〔北松〕〔壱岐〕 粉じん作業特別教育〔島原〕 保護具着用管理責任者教育〔佐世保〕	クレーン・デリック運転士（クレーン限定）受験準備講習（長崎1～2） 床上操作式クレーン運転技能講習（佐世保8～10） 小型移動式クレーン運転技能講習（長崎15・16・18） 玉掛け技能講習（長崎29・30・11/1） 〔長崎地区出張特別試験 10月24日(土)〕 ・クレーン・デリック運転士（クレーン限定） ・移動式クレーン運転士	職長・安全衛生責任者教育（諫早6～7） 不整地運搬車運転技能講習（諫早14～16） 石綿含有建材調査者講習（諫早20～21） ★施工管理者等の足場点検実務者研修（諫早他22） ★車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）運転技能講習（諫早他27～30）
11月	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習（長崎10～12） 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（長崎25～26）	玉掛け技能講習〔佐世保〕〔佐世保〕 ガス溶接技能講習〔佐世保〕〔佐世保〕 フォークリフト技能講習〔佐世保〕〔佐世保〕 職長教育・安全衛生責任者教育〔佐世保〕〔諫早大村〕〔長崎〕 安全衛生推進者養成講習〔長崎〕 アーク溶接特別教育〔長崎〕 低圧電気取扱業務特別教育〔佐世保〕 足場の組立て等作業特別教育〔対馬〕 テールゲートリフター操作特別教育〔佐世保〕 保護具着用管理責任者教育〔諫早大村〕 KYT（危険予知訓練）研修会1日コース〔長崎〕〔佐世保〕	小型移動式クレーン運転技能講習（佐世保12～14） 床上操作式クレーン運転技能講習（長崎19・20・22） 玉掛け技能講習（佐世保26・27・29） クレーンの運転業務特別教育（佐世保27・29）	酸素欠乏等特別教育（諫早5） フルハーネス型安全帯使用作業特別教育（諫早6） 石綿作業主任者技能講習（諫早10～11） ★型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習（諫早他12～13） 職長・安全衛生責任者能力向上教育（諫早18） 鋼橋架設等作業主任者技能講習（諫早19～20） ☆小型車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）運転特別教育（諫早他25～26）
12月	化学物質管理者（取扱い事業場向け）講習（長崎8） 有機溶剤作業主任者技能講習（佐世保15～16）	玉掛け技能講習〔長崎〕 フォークリフト技能講習〔佐世保〕 職長教育・安全衛生責任者教育〔長崎〕 リスクアセスメント実務研修会〔佐世保〕	ワイヤロープ安全点検基準講習（長崎4） 玉掛け技能講習（佐世保10～12） 小型移動式クレーン運転技能講習（長崎17・18・20）	☆地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習（諫早他2～4） 高所作業車運転技能講習（諫早14～10） 車両系建設機械（解体用）運転技能講習（諫早15～16） 木造建築物の組立等の作業主任者技能講習（諫早22～23）
令和9年1月	石綿作業主任者技能講習（長崎13～14） 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習（長崎26～28）	ガス溶接技能講習〔長崎〕 フォークリフト技能講習〔佐世保〕 職長教育・安全衛生責任者教育〔長崎〕〔佐世保〕〔諫早大村〕 粉じん作業特別教育〔諫早大村〕	小型移動式クレーン運転技能講習（佐世保14～16） 玉掛け技能講習（長崎21・22・24） クレーンの運転業務特別教育（長崎22・24） フォークリフト運転技能講習（長崎26～29） 床上操作式クレーン運転技能講習（長崎28・29・31）	振動工具取扱い作業従事者教育（諫早15） 石綿含有建材調査者講習（諫早19～20） 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習（諫早21～22） 車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）運転特別教育（諫早26～28） 丸のこ等取扱い作業従事者教育（諫早29）
2月	有機溶剤作業主任者技能講習（長崎9～10） 労務管理セミナー（長崎）	玉掛け技能講習〔長崎〕〔佐世保〕〔諫早大村〕 職長教育・安全衛生責任者教育〔長崎〕	玉掛け技能講習（佐世保4・5・7） 床上操作式クレーン運転技能講習（佐世保18～20） 小型移動式クレーン運転技能講習（長崎25・26・28）	★足場の組立て等作業主任者技能講習（諫早他2～3） 小型車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）運転特別教育（諫早9～10） 高所作業車運転技能講習（佐世保16～18） 車両系建設機械（解体用）運転技能講習（諫早25～26）
3月		フォークリフト技能講習〔佐世保〕	小型移動式クレーン運転技能講習（佐世保4～6）	石綿含有建材調査者講習 再試験（長崎16）

労働保険事務組合からのお知らせ

建設業の事業主の皆さまへ

～所属労働者が**特定の工事現場に付随しない業務**を行う場合は**事務所等の労災保険** (継続事業) を成立させる必要があります～

◆ 特定の工事現場に付随しない業務 とは…

➤ 原則、元請事業が関連しておらず、かつ、有期事業にも該当していないことが前提です。具体例としては以下の①～④の業務等が該当します。

- ① 土場・資材置き場等での整理作業 (*) や所属事業場施設内での作業
- ② 見積書作成のため取引先への現場状況確認
- ③ 事業として行わない防災対策作業や災害復旧作業、除雪作業
- ④ 所属事業場の修繕作業 (工期を定めていない等)

(*) 土場・資材置き場等での整理作業には、型枠、重機、電動工具等の清掃、整理整頓、メンテナンス作業等があります。

◆ 事務所等の労災保険 に関する留意点について…

- ① 事務職の労働者を雇用していない場合でも建設業務従事者が「特定の工事現場に付随しない業務」に従事する見込みがある場合は、保険関係の成立が必要です。
※既に、建設の事業の保険関係とは別に、継続事業の労災保険を成立している場合は、保険料の算定方法 (下記④) に留意してください。
- ② 適用単位 (事業場) は、原則、当該建設事業場 (事業主) の事務所所在地となります。
※ただし、組織的に独立した事業が他にある場合を除きます。
- ③ 適用業種については主たる業態により判断されます。
- ④ 保険料の算定にあたっては「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額を算出し、算定基礎に含めてください。
※「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額は根拠となる資料 (出勤簿、出面等) 等を基に算出してください。根拠となる資料がない場合は、実態等から当該作業の日数、時間数を推算し、これに応じた賃金額を算出してください。

所属労働者が**特定の工事現場に付随しない業務で負傷** (疾病含む) した場合は**事務所等労災の保険関係で労災請求**してください。

<参考>

有期事業と事務所等 (継続事業) の労働保険料の労災保険分の区分例

- ① 元請 A 社の工事現場にかかる業務 (注) を下請 B 社の労働者が B 社の資材置き場で行った場合
当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出し A 社の「有期事業」の保険料の算定基礎に含める。(ただし、請負金額で保険料を算定する場合を除く)
(注) なお、「事務所等」が「製造業」の業態の場合は、元請の工事現場にかかる業務でも自社の工場等で製作、加工の業務を行った際の賃金額については「事務所等」の保険料の算定基礎に含めることに留意する。
- ② C 社労働者が特定の工事現場に付随しない C 社内の倉庫整理を行った場合
当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出し C 社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。
- ③ D 社労働者が顧客からの依頼により見積書を作成した場合
当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出し D 社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。
- ④ E 社労働者が台風被害を受けた自社の復旧作業を突発的に行った場合
当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出し E 社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。
(ただし、事業として行っている場合は除く)
- ⑤ F 社労働者が自社の倉庫の外壁塗装作業 (工期の定めはなし) を他の業務の合間を利用して行った場合
当該作業に要した日数、時間に応じた賃金額を算出し F 社の「事務所等」の保険料の算定基礎に含める。
(「建設の態様」となる業務であっても工期の定めがない場合等は「有期事業」に該当しない場合があることに留意する。)

* 以上①～⑤はあくまで一例です。

※ご不明点があれば、所属の支部事務所へお問い合わせください。

この情報は、長崎労働局ホームページ内の【重要なお知らせ】「2026年 3月30日」「2025年 12月23日」の記事、また長崎労働局 YouTube チャンネル内の動画にも詳しい情報が掲載されています。

建設長崎で労働保険を委託されている事業者の皆様へ 令和 8 年度の年度更新の受付が始まります！！

日程：5月7日から各支部毎に順次開催

場所：各会場 (封書でご案内します)

時間：対象の事業所には封書でご案内いたします

持参物：・一括有期事業報告書 ・基礎賃金報告書

・昨年の加入証 ・事業所のゴム印 (住所印)

・保険料 (現金または小切手 振込可) ※実印は不要

備考：脱退される場合にも委託解除の手続きが必要です

●労働保険の年度更新とは

労働保険の保険料は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間 (これを「保険年度」といいます。) を単位として計算されることになっており、その額はすべての労働者 (雇用保険については、被保険者) に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定することになっております。

労働保険では、保険年度ごとに概算で保険料を納付 (徴収法第 15 条) いただき、保険年度末に賃金総額が確定したあとに精算 (徴収法第 19 条) いただくという方法をとっております。

したがって、事業主は、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きが必要となります。これが「年度更新」の手続きです。

年度更新受付にあたっての注意

- ・令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに完成した元請工事について、記載が必要になります。請負額 (税抜き)、工事名、工事場所 (市町村名)、工事期間がわかるようにしておいてください。
- ・工事の種類や内容 (土木工事や建築工事、内装工事等) で区別して記載します。内容が分かるものをお持ちください。
- ・元請工事であっても、労働者を伴わない工事 (事業主のみ、一人親方のみでの工事) は記載、報告の必要がありませんのでご注意ください。
- ・雇用保険を掛けている事業所では、令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日分の給料の金額が毎月必要となります。賃金台帳をお持ちください。

事業主・被保険者の皆さまへ 令和 8 (2026) 年度 雇用保険料率のご案内

令和 8 (2026) 年 4 月 1 日から令和 9 (2027) 年 3 月 31 日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

<令和 8 年度の雇用保険料率>

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	② 事業主負担	①+② 雇用保険料率
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	13.5/1,000
(令和 7 年度)	5.5/1,000	9/1,000	14.5/1,000
農林水産・* 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
(令和 7 年度)	6.5/1,000	10/1,000	16.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	16.5/1,000
(令和 7 年度)	6.5/1,000	11/1,000	17.5/1,000

(枠内の下段は令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月の雇用保険料率)

全建総連青年技能競技大会

これまで、全国青年技能競技大会の予選会を兼ねて、建設長崎青年技能競技大会を開催してまいりましたが、近年参加者の確保が難しくなっています。

そこで、全国大会参加者につきましても、予選会を行わず、全国大会参加希望者を募集し、その中から審査員の推薦により出場者を決定しています。

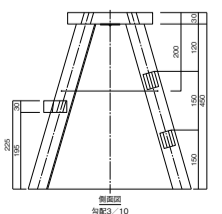
全国大会出場希望の方は、各所属支部窓口へご連絡ください。

- 開催日時** 令和 8 年 9 月 19 日～ 21 日
- 開催場所** 兵庫県姫路市「アクリエひめじ」
- 競技時間** 6 時間 (製図及び実技)
- 競技課題** 「四方転び踏み台」
勾配 10 分の 3
- 参加資格** 36 歳以下の者

※全国大会出場者への優遇措置として、1 級・2 級技能士を受験する場合、費用受験料を組合で補助

全国大会 出場者募集

あなたもチャレンジ
してみませんか



各種届出（被保険者の取得、喪失、住所変更等）はこれまで通り所属支部での手続きが必要になります

結婚や出産、退職などで扶養家族が増えた、あるいは就職や結婚、死亡や世帯分離等で扶養家族が減った、住所や氏名が変わったなど、組合員世帯に異動があった時は、14日以内に届出が必要です。

資格の取得、喪失の届出が遅れてしまいますと、マイナンバーに紐づく資格情報について更新が行われず、扶養家族の保険料を遡って納付いただいたり、保険料の返還が受けられない場合がありますので、お届け忘れが無いよう、ご確認いただき、該当される場合は速やかに所属支部にて手続きをお願いします。

こんなときは手続きが必要です！

- 家族が市町村国保から長建国保へ加入するとき
- 家族が会社（社会保険）を退職し、長建国保へ加入するとき
- 出産したとき
- 長建国保を脱退するとき
- 就職等で健康保険に加入したとき
- 市町村国保に加入するとき
- 被保険者が死亡したとき
- 修学や介護等施設入所以外の理由で組合員世帯から転出したとき
- 住所、氏名が変わったとき
- マイナンバーカード、資格確認書を紛失、破損したとき
- 修学のため自宅を離れる場合
- 介護、福祉施設等に長期入所、(入園)する場合
- 組合員が法人として事業を行うようになったとき
- 保険料の賦課区分に変更が生じたとき
- 40～65歳未満（介護第2号被保険者）で国が定める介護適用除外施設に入所するとき

※お手続きによっては提出していただく書類がございますので、ご不明な点等ございましたら、所属支部、または長建国保までお問合せ下さい。

令和8年度、脳ドック補助事業も実施しています！

1. 補助対象者
毎年4月1日現在で40歳以上の方
4月2日～翌年の3月31日までの期間に40歳に達した方につきましては、次年度以降の対象となります。

2. 対象検査
医療機関において実施するMRI・MRA検査（自費診療）が対象となります。

3. 検査費用
検査費用が15,000円以上である場合に限り、1回につき最大20,000円が補助となります。また、補助につきましては、2年に1回限りとなります。
(例) 令和8年5月受診の場合⇒令和10年4月より再度補助対象となります。

4. 補助対象人員
補助対象人員を60名とし、人員に到達次第、終了となります。今後の補助状況等を踏まえ、所要の見直し等を行います。

5. 実施期間
令和8年4月1日受診分より

6. 申請方法
各所属事務所の窓口で脳ドック補助金申請書用紙がございますので、下記記載の申請に必要なものをご持参の上、お手続きをお願いいたします。
【申請に必要なもの】
・領収証（原本）※
・印鑑
・ご指定の金融機関の通帳（注）

※領収書（原本）は、受診者名、日付、医療機関名、金額、但し書きに明記されているものに限り（レシート不可）

7. 支払方法
申請書受付月の翌月15日（土日祝日の場合は次の平日）にご指定の金融機関に送金する予定です。尚、支給決定（振込）通知は行いませんので、各自預金通帳にてご確認ください。

8. 申請期限
補助申請の期限は、領収書発行日（受診日）より1年とします。

(注) 申請の際に、必ず「ご指定の金融機関の通帳」をご提出ください。ご提出がない場合、送金が保留になりますのでご注意ください。

国保だより

長崎県建設事業国民健康保険組合指定温泉一覧表

※規定料金が異なる場合がございます。各温泉施設までお問合せ下さい。

2026.4.1 現在

消費税10%	指定温泉名称	利用区分	温泉施設内場所	平日料金 休日料金	規定料金	割引料金 メンバーズカード 提示	補助券の額 (温泉券利用)	利用者負担 (自己負担)	所在地 電話番号
	稲佐山温泉 アマンディ	大人			830円	-	▲300円	530円	長崎市曙町39-38 095-862-5555
令和8年11月より内装工事に伴い温泉補助券の利用が令和8年10月1日から温泉補助券が利用できません。ご注意ください。									
長崎・西彼地区	i+Land Nagasaki (旧) やすらぎ伊王島	大人	ホテル側	平日	800円	▲100円	▲300円	400円	長崎市伊王島町1丁目3277-7 095-898-2202
				休日	1,000円	▲100円	▲300円	600円	
			しまかぜ	平日	800円	▲100円	▲300円	400円	
				休日	1,000円	▲100円	▲300円	600円	
	喜道庵	大人			1,000円	-	▲300円	700円	西彼村郡長与町岡郷2762-1 095-887-4126
	道の尾温泉	大人			800円	-	▲300円	500円	西彼村郡長与町高田郷284 095-856-2631
県央地区	サンスバ おおむら ゆの華	大人			820円	▲120円 【メンバーズカード 有無に拠らず】	▲300円	400円	大村市森園町663-3 0957-50-1126
	青雲荘	大人			880円	-	▲300円	580円	雲仙市小浜町雲仙500-1 0957-73-3273
	小地獄温泉館	大人			500円	-	▲300円	200円	
	望洋荘	大人(高校生以上) [7:30~16:30]			550円	-	▲300円	250円	雲仙市小浜町南本町10 0957-74-3141
		大人 [16:30~21:30]			330円	-	▲300円	30円	
		雲仙市にお住まいの方のみ (保険証・運転免許証をご提示ください) 大人(60歳以上)[7:30~21:30]			209円	差額は返金されません。		0円	
		いもり月の丘	大人			520円	-	▲300円	220円
	国民宿舎 くじゃく荘	大人			750円	-	▲300円	450円	東彼村郡川棚町小串郷272 0956-82-2661
県北地区	川棚大崎温泉 しおさいの湯	大人			700円	-	▲300円	400円	東彼村郡川棚町小串郷237 0956-82-6868
	ザ・バラダイス ガーデン サセボ(※1)	大人			900円	-	▲300円	600円	佐世保市崎岡町853-12 0956-39-4800
	ホテルローレイ ばってんの湯(※1)	大人			800円	▲160円	▲300円	340円	佐世保市南風崎町449 0956-59-3939
	はさみ温泉 湯治楼	大人		平日	800円	-	▲300円	500円	東彼村郡波佐見町長野郷 558-3 0956-76-9008
		大人		土・日・祝	850円	-	▲300円	550円	
		鹿町温泉 やすらぎ館	大人			660円	-	▲300円	360円
	サムソンホテル	大人			1,000円	-	▲300円	700円	平戸市田平町野田5210-6 0950-57-1110

(※1) 毎月26日「風呂の日」は規定料金が半額となり、補助券の使用は出来ません。

■■下記の医療機関で人間ドックを受診頂けます。身体の状態をチェックしてみませんか?! ■■

令和8年度 人間ドック実施医療機関

お申込は組合窓口でお手続きとなります。(ご持参頂く物 人間ドック自己負担金・マイナ保険証 or 資格確認書)

医療機関によっては、今年度中のお申込定員を上回った場合、ご予約頂けない場合がございますので、お早めにお申込下さい

(注) 虹が丘病院での「乳がん検査」が現在は行っていない為、ご予約いただけません。

日帰り	問診・身長・体重・BMI・聴力・視力・採血・血圧・尿検査・検便・心電図・胸部レントゲン・胃検査									
日帰り 自己負担額	自己負担額 10,000円(※オプションを追加する場合のみ、別途検査料金が必要となります) 自己負担額(10,000円)に乳がん・子宮がん検査料金も含まれます。									
一泊二日	問診・身長・体重・BMI・聴力・視力・採血・血圧・尿検査・検便・心電図・胸部レントゲン・胃検査(2日目) 糖負荷(血糖値検査)※1、大腸内視鏡検査をご希望の方は、2日目の朝から検査となります。									
一泊二日 自己負担額	自己負担額 18,000円(※オプションを追加する場合のみ、別途検査料金が必要となります) 自己負担額(18,000円)に乳がん・子宮がん検査料金も含まれます。									
※1 一泊二日 大腸内視鏡検査 自己負担額	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">佐世保中央病院</td> <td>男性</td> <td>自己負担額 18,000円</td> <td>大腸内視鏡検査 +13,200円</td> <td>合計金額 (組合でお支払い金額) 31,200円</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>自己負担額 18,000円</td> <td>大腸内視鏡検査 +13,200円</td> <td>合計金額 (組合でお支払い金額) 31,200円</td> </tr> </table>	佐世保中央病院	男性	自己負担額 18,000円	大腸内視鏡検査 +13,200円	合計金額 (組合でお支払い金額) 31,200円	女性	自己負担額 18,000円	大腸内視鏡検査 +13,200円	合計金額 (組合でお支払い金額) 31,200円
佐世保中央病院	男性		自己負担額 18,000円	大腸内視鏡検査 +13,200円	合計金額 (組合でお支払い金額) 31,200円					
	女性	自己負担額 18,000円	大腸内視鏡検査 +13,200円	合計金額 (組合でお支払い金額) 31,200円						

実施医療機関名	受診対象 (性別)	日帰り コース	一泊二日 コース	大腸内視鏡検査 一泊二日コース ※1. 別途、自己負担必要		婦人科検診		医療機関の所在地	電話番号
				糖負荷	大腸検査	乳がん	子宮 頸がん		
さとう内科医院	男性 女性	●	●	●	×	×	×	〒852-8022 長崎市富士見町3-25	095-861-1477
虹が丘病院	男性 女性	●	●	●	×	×	×	〒852-8055 長崎市虹が丘町1-1	095-856-1305
長崎原爆病院	男性 女性	●	×	×	×	●	●	〒852-8511 長崎市茂里町3-15	095-841-9612
福田ゆたか 外科医院	男性 女性	●	×	×	×	●	※2● 外部委託	〒852-8107 長崎市浜口町3-5	095-843-7701
長崎北徳洲会病院	男性 女性	●	×	×	×	●	●	〒851-2131 西彼村郡長与町北郷台1丁目5番1号	095-813-5800
日赤原爆調早病院	男性 女性	●	●	●	×	●	●	〒859-0401 諫早市多良見町化屋986-2	0957-27-2127
大村市民病院	男性 女性	●	×	×	×	●	●	〒856-0817 大村市古賀島町133-22	0957-52-2163
佐世保中央病院	男性 女性	●	●	●	※1● 別途、自己負担	●	●	〒857-1165 佐世保市大和町15	0956-33-5335
佐世保 国際通り病院	男性 女性	●	×	×	×	※3● 外部委託	※4● 外部委託	〒857-0051 佐世保市浜田町1-6	0956-37-8961
久保内科病院	男性 女性	●	●	●	×	×	×	〒857-0136 佐世保市田原町11-9	0956-49-3377
平戸市民病院	男性 女性	●	×	×	×	●	×	〒859-5363 平戸市草積町1125-12	0950-28-1113
五島中央病院	男性 女性	●	×	×	×	●	●	〒853-0031 五島市吉久木町205	0959-72-3181

※1 大腸内視鏡検査をご希望の場合、別途追加料金が必要となりますので、ご注意ください。
 ※2 子宮頸がん検査が外部委託の医療機関です。
 福田ゆたか外科医院(松山町 杉田レディースクリニック)で子宮頸がん検査となります。
 ※3 乳がん検査が外部委託の医療機関です。
 佐世保乳腺 B.B クリニックで乳がん検査となります。
 ※4 子宮頸がん検査が外部委託の医療機関です。
 山下レディースクリニックで子宮頸がん検査となります。
 (注) 乳がん検査をご希望の方(乳腺エコー・触診検査)が男性技師の場合がございます。
 なお、男性技師・女性技師の選択はできませんので、予めご了承ください。
 乳がん・子宮がん検査がご不要の場合、組合窓口でお申し込まないでください。